令和8年11月10日

質 問 回 答 書

件名	調達情報管理システム及び調達情報公開サイトの構築

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

No.	質問内容	回答内容
1	仕様書 P1、5.1基本要件、「本システムは、QSTが準備するAzure環境上で稼働するWebシステムとしてCMSにて構築すること（既製品の組合せも可とする」について、「既製品の組み合わせも可とする」とのことですが、こちらは外部サービスと連携することは許容されますでしょうか。 【質問理由】 昨今のシステムの脆弱性を悪用した情報漏洩事故を踏まえ、個人情報は可能な限りサーバー内での保管を避け、適切なセキュリティ対策が講じられた環境で管理することが望ましいと考えます。そのため、セキュリティ要件を満たす外部CRMとAPI連携し、個人情報を集約・管理することで、情報漏洩リスクの低減を図ります。	原則として本システムで管理する情報は、バックアップ等も含めて全てQSTのAzure環境内に留めてください。 AzureおよびMicrosoft365（認証機能）の利用は可ですが、それ以外のクラウドサービスは原則禁止です。
2	仕様書5.1、5.8、（9、11頁）、 貴機構が準備されるAzure環境で本システムを稼働させるためのAzure利用料について、構築費又は翌年度の年間保守費に計上すべき費目がある場合は、その範囲をお示しください。	Azure利用料はQSTで負担するため計上不要です。入札説明書の別紙（仕様書案）を参考に計上してください。
3	仕様書5.2、5.3 （10頁）、 現行サイトに掲載中の案件情報及び添付資料を、新システムへ移行・初期登録する作業は、受注者の業務に含まれますか。含まれる場合は、見積の前提となる対象件数、添付資料の総容量及びデータの提供形式を、分かる範囲でお示しください。	ご理解のとおり、含まれます。ただし、入札等の案件ではなく、現行の調達情報サイトの右側にある、入札公告以外の情報であり、調達予定情報以降の部分を新システムで掲載するようにしてください。入札公告の案件情報等は掲載不要です。基本的には、3月に入札公告した案件は旧システムでそのまま掲載し、4月以降に入札公告する案件から新システムでの掲載という形を想定しています。 また、現行HPのうち、「公開事項」にある「契約方法関連の情報」、及び「附帯決議等をふまえた総務省通知に基づく情報公開」にある「9.調達等合理化計画に関する取組状況」についても、同様に新システムへ移行をお願い致します（仕様書に追記します）。
4	仕様書5.の導入、操作説明、公開に必要な支援と、QST担当者との協議について、受注者が貴機構の施設へ来所する必要はありますか。Web会議と、仕様書5.8のAzure Bastion等を経由した接続で行うことはできますか。	現時点では必ずしもQSTへ来所していただく必要はありません。Web会議等での説明で問題ありません。
5	企画提案の審査で発表や面談がある場合、Webで参加できますか。	審査資料の中で、必要が生じた場合は説明を求めることがあります。その場合、Webやメール等で確認することになります。
6	仕様書5. 業務内容 仕様書5. 仕様書5.において「公開に必要な支援」を行うこととされていますが、本契約における受注者の作業範囲について、次のいずれを想定されているかご教示ください。①本番公開（一般利用者への公開開始）まで本契約で実施する ②本番環境への構築及びデータ移行までを本契約で実施し、公開前の状態で納品する（公開作業は保守契約又はQSTにて実施） ③検証環境での構築及びテスト運用までを本契約で実施し、検証環境の状態で納品する（本番環境の構築以降は別途）④その他 また、②又は③の場合は、本番公開の想定時期と公開作業の実施者をご教示ください。	②です。公開は4月１日を予定し、QST側で公開作業を行います。 事前テスト（一時的、部分的に公開し正常稼働するか確認）と公開手順確認（公開作業が滞りなく進むか確認）は本契約の作業に含めてください。 QST が管理する WAF (Web Application Firewall) を用いて公開されますので、WAFにおける検知対応等をシステム側で実施頂く場合があります。なお、誤検知によるWAF設定作業はQSTで行います。

No.	質問内容	回答内容
7	仕様書5. 業務内容 仕様書10. QSTホームページのリニューアルについて、公開予定日と、新サイトの公開をリニューアルと同時に行う必要があるかをご教示ください。	QSTホームページのリニューアルは年度内(3月中旬予定)に行います。そのため、調達情報サイトの公開はQST側で行いますので、リニューアルと同時に行う必要はありません。
8	仕様書5. 業務内容 仕様書5.、10. No.1で①の場合、本番公開時の切替作業については、受注者が新システム側の公開設定と動作確認を行い、QST(又は現行ホームページの事業者)がDNSの設定、現行サイト及び本体ホームページからの導線の変更、事業者への周知を行う分担を想定しております。この分担で差し支えないでしょうか。	№6の回答をご参照ください(質問文中の№1は、本質問回答書№6の想定です)。
9	仕様書5. 業務内容 仕様書5. 令和9年3月12日から開始されるテスト運用期間中の受注者の対応は、仕様書の要件を満たさない不具合の修正を対象とし、仕様外の改善要望については別途協議とする理解でよろしいでしょうか。	仕様書の要件を満たさない不具合の修正や提案内容について不足等を対象とします。
10	仕様書5.2 公開サイト機能・既存データの移行 説明会にて、既存の調達情報は一覧等でご提供いただき、新システムへ移行する想定と伺いました。見積りの前提とするため、次の点をご教示ください。 (a) 移行対象となる調達案件の件数(拠点別の概数で差し支えありません)及び対象期間 (b) 移行対象となる添付ファイル(仕様書・入札説明書等)の概数及び総容量 (c) ご提供いただくデータの形式(Excel・CSV等の一覧に添付ファイル一式を添える形か) (d) 調達案件以外に新サイトへ掲載する契約関連情報・公表情報等のページの概数	(a)と(b)、(c)につきまして、既存の調達情報を新システムへ引き継ぐ件は、再検討した結果、訂正します。No.3の回答をご参照ください。 (d)につきまして、新サイトへ掲載する契約関連情報・公表情報等は、仕様書5.2にも記載しておりますが、https://www.qst.go.jp/site/procurement/に掲載している「調達情報」より下部の情報が中心となります。WEBページ数としては20～30程度ですが、各ページにはエクセルやPDF等の添付ファイルが多数あります。
11	仕様書5.1 基本要件・5.8 システム環境及びセキュリティ要件 貴機構でご準備いただくAzure環境について、次の点をご教示ください。 (a) 受注者が利用できるサービスの範囲(仮想マシンでの構築を前提とするか、App Service・Azure Database・Blob Storage等のPaaSも利用可能か) (b) 構築作業時に受注者へ付与される権限の範囲(サブスクリプション又はリソースグループ単位の作成権限の有無等) (c) 利用するリージョンや、ネットワーク構成上の制約(既存の仮想ネットワークへの接続要否等)の有無	(a)仮想マシンでの構築を想定していますが、App Service・Azure Database・Blob Storage等のPaaSも利用可能です。逆に、Azure上にあるサードパーティ製のサービスは利用禁止です。ご注意ください。また、サービスや各種リソースの数やスペックは本システム稼働要件の必要最小限としてください。契約後であってもQSTが過剰と判断した場合構成の見直しや間引き、削除等を申入れる場合があります。その際は協議の上決定に従ってください。 (b)リソースグループ単位での作成権限を付与します。 (c)リージョンは原則として「Japan East」を指定ください。ネットワーク構成上の制約ですが、Azure仮想ネットワーク配下の特定のサブネットを本システム向けに割り当てます。仮想マシン等の各種リソースはこのサブネットに接続して構築してください。当サブネットからインターネットへのWebアクセスは許可されていますが、Webアクセス以外の通信は申請制です。本システムの通信要件に応じて必要最小限のアクセスをQSTのネットワーク管理者に許可してもらう流れになります。

No.	質問内容	回答内容
12	仕様書5.4 登録事業者向け機能 (a) 事業者のメール通知について、通知の対象として想定されている内容（新規案件の公告、掲載内容の変更等）及び、拠点・調達区分等による通知条件の絞り込みの要否をご教示ください。 (b) 事業者の登録は、入力後すぐに利用可能とする形を想定されていますか。それとも、貴機構職員による確認・承認を経て利用可能とする形を想定されていますか。	(a)新規案件の公告通知は基本とします。掲載内容の変更等の通知や、拠点・調達区分等による通知条件の絞り込みは想定しておりませんが、提案していただくのは結構です。 (b)QSTによる確認・承認を経て利用可能とする形を想定しています。
13	仕様書5.1 基本要件・5.4 登録事業者向け機能 システムからのメール送信（パスワード再設定、通知等）の手段について、貴機構の指定（既存のメールサーバの利用、Azure上のサービスに限る等）はありますでしょうか。	QSTで指定する既存メール送信サーバ（SMTPサーバ）を利用してください。
14	仕様書5.1 基本要件 Microsoft 365の認証との連携により職員の多要素認証を実現する場合、貴機構のテナントへのアプリケーション登録等の設定作業は、貴機構（情報基盤管理部）にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
15	仕様書5.1 基本要件 公開に用いるドメイン（現行の https://www.google.com/url?q=http://www.qst.go.jp&source=gmail&ust=1793253119437000&sa=E 配下か、別のサブドメインか）、並びにサーバ証明書の調達及びDNS設定の分担についてご教示ください。	ドメインは「qst.go.jp」になります。 サーバ証明書はQSTが調達するため証明書取得の費用を本契約に含める必要はありません。ただし取得した証明書を各種サーバやサービス等に適用する作業は仕様書の「5.8 システム環境及びセキュリティ要件」に含まれており受注者に実施していただきます。 DNS設定はQSTが実施します。
16	仕様書5.7 デザイン及び画面設計 ウェブアクセシビリティ（JIS X 8341-3の適合レベル等）及び対応すべきブラウザ・端末（スマートフォン表示の要否を含む）について、指定がありましたらご教示ください。	特に指定はありません。
17	仕様書5. 業務内容・4. 納入場所 貴機構との打合せ及び職員向けの操作説明は、オンライン（Microsoft Teams等）での実施でも差し支えないでしょうか。また、操作説明の想定回数・対象人数がありましたらご教示ください。	オンラインで問題ありません。回数は1～2回を想定しています。各拠点の契約担当部署にも説明を聞いてもらうため、約50人を考えています。ただし、操作マニュアルを読んでも不明な点は個別に説明を求めることがあります。

No.	質問内容	回答内容
18	公募要領10.(1)選定方法 審査においてヒアリング又はプレゼンテーションを実施される場合、オンラインでの参加は可能でしょうか。また、実施の場合の想定時期をご教示ください。	可能です。必要に応じて説明をお願いする場合、11月下旬～12月上旬頃を想定しています。
19	仕様書9.⑩ 著作物の所有権 本件で作成した著作物の所有権は貴機構に帰属するとされていますが、オープンソースソフトウェア、及び受注者が本件以前から保有する汎用的なプログラム部品を利用した場合、それらの権利は従前の権利者に留保される(貴機構には利用権を許諾する)扱いで差し支えないでしょうか。	その理解で問題ありません。ただし、必要に応じて機能改修等を行うことがありますので著作権上の問題にならないようにしてください。
20	5.1 基本要件 受注者が構築作業に着手可能となるAzure環境の引き渡し予定時期、および受注者に付与される権限の範囲をご教示ください。	Azure環境の引き渡しは契約締結後速やかに行いたい意向でいますが、実際には ①参画メンバーのリストを受領 ②ユーザ作成 ③セキュリティ教育 ④アクセス試行 等々の手続きや流れがあるため利用可能までは1週間程度かかると見込まれます。 受注者の参画メンバーに付与される権限は、QSTが本システム向けに割り当てたリソースグループに対する、リソース追加/変更/削除の権限です。一部のネットワーク関連のリソースを除き、リソースグループ内におけるリソース作成、更新、削除は実施可能ですが、ネットワークは割り当てられたサブネットのみ利用可能です。
21	5.1 基本要件 CMS製品、OS、ミドルウェアは受注者が提案してよいと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
22	5.1 基本要件 商用CMSを採用する場合、そのライセンス費は受注者の見積に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	その理解で問題ありません。
23	5.1 基本要件 Azureの利用料(VM、ストレージ、Bastion、バックアップ等)およびOSライセンス(RHEL等)は、貴機構の負担と理解してよろしいでしょうか。	その理解で問題ありません。 ただしAzureの各種リソースの数やスペック等は本システム稼働要件の必要最小限としてください。契約後であってもQSTが過剰と判断した場合構成の見直しや間引き、削除等を申入れる場合があります。その際は協議の上決定に従ってください。
24	5.8 システム環境及びセキュリティ要件 Azure Bastion経由でのサーバーとのファイル送受信について、想定されている方法をご教示ください。あわせて、SCP／SFTPクライアント(WinSCP等)によるファイル送受信が可能か、ご教示ください。	Azure内の仮想マシン等からインターネットへのWebアクセスは許可されているため、インターネット上のオンラインストレージを介して送受信する方法が原則です。SCP/SFTPは通信が許可されていません。

No.	質問内容	回答内容
25	9. 情報セキュリティ 受注者が遵守すべき貴機構の情報セキュリティポリシーについてご教示ください。提案段階での開示が困難な場合は、受注者が遵守すべき主な事項をご教示ください。	詳細は受注後に受注者に提供します。 QSTのセキュリティポリシーはサイバーセキュリティ基本法に基づく「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和7年度版）」に準拠したセキュリティポリシーを策定・運用しています。受注前時点ではそちらを参照ください。 https://www.cyber.go.jp/policy/group/general/kijun.html
26	企画提案書の提出方法について 企画提案書の電子データは、電子メールにより提出してよいと理解してよろしいでしょうか。	公募要領8.（1）提出書類の提出方法等のとおりに書類を提出してください。それ以外に電子データを提出する場合は、メールで問題ありません。
27	公募要領・審査基準：公示書 3（2）、4. 事業規模（予算） 公募要領等（事業規模（予算）、審査基準・配点、企画提案書の様式及びページ数の上限を含む）を電子メールにてご送付いただけますでしょうか。また、提案価格は予算額（税込）以内であることが条件という理解でよろしいでしょうか。	公募要領等の交付場所及び交付方法に記載されている連絡先に問合せください。提案価格についてはご理解のとおりです。
28	実施場所・再委託：仕様書 9. ⑤、⑪ 本件の実施場所について、受注者及び再委託先の開発拠点の所在地に関する制限（国内に限る等）はございますでしょうか。また、設計・構築作業の一部を再委託する場合、承諾の判断基準（再委託可能な範囲・金額割合の上限等）をご教示ください。	日本国内でお願いします。再委託の承諾については個別に判断します。
29	CMSの指定：仕様書 5.1、5.8 「CMS にて構築すること」について、使用するCMS製品の指定はございますでしょうか。WordPress等のオープンソースCMS又はフレームワークを用いた独自CMSでも差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	仕様書記載のとおり、明示した指定はありません。その理解で問題ありません。 なお、昨今のセキュリティ情勢においてはCMS製品が特定されることで攻撃にさらされやすくなる懸念があることから、WordPress等のオープンソースCMSの場合は、機能に支障のない範囲で、メタデータやURL等からCMS製品が極力特定されないように調整してください。

No.	質問内容	回答内容
30	Azure環境・費用負担：仕様書 5.1、5.8 QSTがご準備されるAzure環境の構成（App Service／仮想マシン等の別、データベースの種別、ストレージ、ドメイン・SSL証明書）及び利用料の負担区分（本件の契約金額に含めるか否か）をご教示ください。	Azure利用料はQSTで負担するため計上不要です。 Azureのサブスクリプションは QST管理。サブスクリプションの中に本システム向けのリソースグループを1つ割り当てて受注者に提供します。受注者がリソースグループ配下に各種リソースを作成・構成しシステム構築を行えるよう、必要な権限を付与します。 ネットワーク構成に関しては、Azure仮想ネットワーク配下の特定のサブネットを本システム向けに割り当てます。仮想マシン等の各種リソースはこのサブネットに接続して構築してください。当サブネットからインターネットへのWebアクセスは許可されていますが、Webアクセス以外の通信は申請制です。本システムの通信要件に応じて必要最小限のアクセスをQSTのネットワーク管理者に許可してもらう流れになります。 仮想マシンでの構築を想定していますが、App Service・Azure Database・Blob Storage等のPaaSも利用可能です。逆に、Azure上にあるサードパーティ製のサービスは利用禁止です。ご注意ください。また、サービスや各種リソースの数やスペックは本システム稼働要件の必要最小限としてください。契約後であってもQSTが過剰と判断した場合構成の見直しや間引き、削除等を申入れる場合があります。その際は協議の上決定に従ってください。 サーバ証明書はQSTが調達するため証明書取得の費用を本契約に含める必要はありません。ただし取得した証明書を各種サーバやサービス等に適用する作業は仕様書の「5.8 システム環境及びセキュリティ要件」に含まれており受注者に実施していただきます。 QST が管理する WAF (Web Application Firewall) を用いて公開されますので、WAFにおける検知対応等をシステム側で実施頂く場合があります。なお、誤検知によるWAF設定作業はQSTで行います。
31	多要素認証（Microsoft365連携）：仕様書 5.1、5.8 QST職員向け管理画面の多要素認証をMicrosoft365（Entra ID）との連携で実現する場合、アプリ登録・SAML/OIDC設定等の作業はQST情報基盤管理部にてご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 本システム側の設定は受注者が、Microsoft365側の設定はQST情報基盤管理部が行います。
32	デザイン・HPリニューアルとの整合：仕様書 5.7、10. 令和9年3月中に予定されているQSTホームページのリニューアルに合わせ、本システムの公開サイトのデザイン（ヘッダー・配色等）を統一する必要はございますでしょうか。必要な場合、新デザインのガイドラインはいつ頃ご提供いただけますでしょうか。	統一する必要はありません。
33	既存データの移行：仕様書 5.2 現行の「調達情報」ページ（https://www.qst.go.jp/site/procurement/）に掲載中の案件・添付ファイルについて、本システムへのデータ移行は本件の範囲に含まれますでしょうか。含まれる場合、移行対象の件数・期間の目安をご教示ください。	No.3の回答を参照ください。
34	運用保守・提出物：仕様書 3. 、8. 履行期限（令和9年3月26日）以降の運用保守は本件の範囲外という理解でよろしいでしょうか。また、提出図書は操作マニュアルのみとされておりますが、設計書・テスト結果報告書等の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	履行期限以降、年度末までの保守は不要です。次年度以降の保守については公募要領等を参照ください。 設計書・テスト結果報告書等の提出については、既製品の組み合わせも可としていることから仕様書では求めていません。

No.	質問内容	回答内容
35	仕様書5. 業務内容：仕様書5. No.1で①又は②の場合、テスト運用を行う環境について、次のいずれを想定されているかご教示ください。①本番環境で行い、本番公開前にテストデータを削除する ②検証環境で行い、本番環境には移行データのみを投入する	①を想定しています（質問文中のNo.1は、本質問回答書No.6の想定です）。
36	仕様書5. 業務内容：仕様書5. 操作説明は、操作マニュアルを用いたWeb会議形式での説明を、テスト運用開始時（令和9年3月12日頃）に1回実施し、その録画を提供する方法で差し支えないでしょうか。現地での開催や複数回の実施が必要な場合は、回数、開催拠点及び想定参加人数をご教示ください。	QSTにて録画し、後日、視聴できるようにする予定です。現地での開催は不要ですが、回数は1～2回を想定しています。操作マニュアルを読んでも不明な場合は、必要に応じて問い合わせ等をします（No.17の回答を参照）。
37	仕様書5. 業務内容：仕様書5.、10.／契約条項第19条 設計・構築期間中の打合せは、Web会議による週1回の定例会（進捗報告）を基本とすることを想定しておりますが、差し支えないでしょうか。また、QST（千葉地区）での対面打合せが必要な場合は、想定される回数と時期（キックオフ、基本デザインの確認、検査の立会い等）及び参加人数の目安をご教示ください。	Web会議による週1回の定例会は想定していませんが、必要に応じて進捗状況を確認することがあります。その際は、Web会議で差し支えありません。
38	仕様書5.1 基本要件：仕様書5.1 「QSTが準備するAzure環境」について、既に整備されているものを次の中からご教示ください。①サブスクリプション／リソースグループ ②仮想ネットワーク ③Azure Bastion ④WAF（Application Gateway、Front Door等） ⑤ログ基盤（Log Analytics等） ⑥バックアップ基盤なお、整備されていないものは受注者が本システム用に構築する理解でよろしいでしょうか。	既に整備されているのは ①サブスクリプション／リソースグループ ②仮想ネットワーク ③Azure Bastion ④WAF（Application Gateway） になります。上記①～④はQST指定のそれぞれを本システムで利用・接続して構築していただきます。
39	仕様書5.1 基本要件：仕様書5.1、5.8 本システムの構成として、仮想マシン（IaaS）に限らず、App Service、Azure Database、BlobStorage等のPaaSを採用することは可能でしょうか。また、QSTのAzure環境において利用が制限されているサービスやリージョン、パブリックエンドポイントの利用制限等があればご教示ください。	仮想マシンでの構築を想定していますが、App Service・Azure Database・Blob Storage等のPaaSも利用可能です。逆に、Azure上にあるサードパーティ製のサービスは利用禁止です。ご注意ください。また、サービスや各種リソースの数やスペックは本システム稼働要件の必要最小限としてください。契約後であってもQSTが過剰と判断した場合構成の見直しや間引き、削除等を申入れる場合があります。その際は協議の上決定に従ってください。 リージョンは原則として「Japan East」を指定ください。 ネットワーク構成上の制約ですが、Azure仮想ネットワーク配下の特定のサブネットを本システム向けに割り当てます。仮想マシン等の各種リソースはこのサブネットに接続して構築してください。当サブネットからインターネットへのWebアクセスは許可されていますが、Webアクセス以外の通信は申請制です。本システムの通信要件に応じて必要最小限のアクセスをQSTのネットワーク管理者に許可してもらう流れになります。
40	仕様書5.1 基本要件：仕様書5.1 構築作業にあたり、本システム用リソースグループに対する「共同作成者」相当の権限を受注者に付与いただくことは可能でしょうか。あわせて、受注者用アカウントの発行方法と、申請から利用開始までに要する日数の目安をご教示ください。	「共同作成者」相当の権限を付与します。 アカウントの発行方法については現時点で非開示です。申請から利用開始までに要する日数は5営業日程度を見込んでください。

No.	質問内容	回答内容
41	仕様書5. 業務内容:仕様書5. No.1で①又は②の場合、構築する環境について、次のいずれを想定されているかご教示ください。 ①本番環境のみ　②本番環境及び検証環境	№35の回答をご参照ください。
42	仕様書5. 業務内容:仕様書5. 可用性については、冗長化を行わない単一構成とし、障害時は日次バックアップから復旧する構成を想定しておりますが、差し支えないでしょうか。稼働率等の目標値をお持ちの場合はご教示ください。	差し支えありません。 稼働率は仕様として定めてはいませんが、24時間365日の稼働(メンテナンス等の計画停止を除く)を想定しています。
43	仕様書5.1 基本要件:仕様書5.1／説明会 説明会において、個人情報はQSTが契約するAzure環境内に保存し、外部クラウドの利用は不可とのご説明がありました。個人情報を扱わない外部サービス(CDN、bot対策、アクセス解析等)についても利用不可との理解でよろしいでしょうか。利用可能な場合は、ISMAP登録等の条件があればあわせてご教示ください。	個人情報だけでなく、本システムが扱う調達情報全般については外部クラウドへのデータ提供は不可となります。 ただしシステム管理上必要でありQSTの個人情報・調達情報を扱わない外部サービスであれば利用可能です。 (例)ライブラリやフレームワークがオンラインアップデートに対応している、等 その場合外部サービスの保守・運用を受注者が責任もって行う形としてください。 外部サービスの選定条件は特に定めていませんがセキュリティについては特にご留意ください。
44	仕様書5.1 基本要件:仕様書5.1 本システムで使用するDNSレコードの登録(メール送信用のSPF、DKIM等を含む)及びSSLサーバ証明書の調達(費用を含む)は、QSTにて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	そのご理解で相違ありません。 サーバ証明書はQSTが調達するため証明書取得の費用を本契約に含める必要はありません。ただし取得した証明書を各種サーバやサービス等に適用する作業は仕様書の「5.8 システム環境及びセキュリティ要件」に含まれており受注者に実施していただきます。
45	仕様書5.1 基本要件:仕様書5.1 SSLサーバ証明書について、次の2点をご教示ください。(1)証明書の種類に指定はありますか(①ドメイン認証(DV)　②企業実在認証(OV)　③EV)。(2)QSTが保有又は利用している証明書や発行サービス(ワイルドカード証明書、UPKI等)を本システムに利用することは可能でしょうか。	(1)証明書の種類については指定はありませんが、QSTが用意する証明書を利用していただきます。 (2)QSTはUPKIのサービスを利用して証明書を用意します。
46	仕様書5.1 基本要件:仕様書5.1 QST職員の認証にMicrosoft365(Entra ID)との連携を採用する場合、Entra ID側のアプリケーション登録及び条件付きアクセス等の設定は、QST情報基盤管理部にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。あわせて、申請から設定完了までに要する日数の目安をご教示ください。	そのご理解で相違ありません。 パラメータ等の設定を受注者と調整が必要で、かつ、安定稼働まではトラブルが発生しやすく試行錯誤で時間を要するケースが多いため、設定完了までに要する期間は10営業日程度を見込んでいただければと思います。

No.	質問内容	回答内容
47	仕様書5.1 基本要件:仕様書5.1 管理画面に多要素認証(Entra ID連携によるものを含む)を実装する場合、アクセス元IPアドレスによる制限は不要との理解でよろしいでしょうか。	そのご理解で差し支えありません。 なお、アクセス元IPアドレス制限機能が不要になるのは、「全てのユーザアカウントが例外なく多要素認証」という場合のみである点はご理解ください。 EntraID連携しない管理用特殊ユーザアカウントが残っている場合などは特にご注意ください。
48	仕様書5.1 基本要件:仕様書5.1、5.6 仕様書5.6では「少なくとも『システム管理者』『契約担当者』の2種類」の権限とされています。このほかに想定されている権限や制限があれば、次の中からご教示ください。①拠点・部署単位で編集できる案件を制限する ②閲覧のみの権限(案件やダウンロード履歴の確認のみ)③その他 特段の想定がない場合は、受注者の提案によることで差し支えないでしょうか。	システム管理者と契約担当者の他は特に想定しておりません。他にご提案いただいても問題ありません。
49	仕様書5.2 公開サイト機能(データ移行含む):仕様書5.2 調達案件詳細ページに表示する「契約締結情報」について、次のいずれを想定されているかご教示ください。②の場合は、登録する項目もあわせてご教示ください。①現行と同様に、年度・拠点単位のファイル(PDF、Excel)を掲載する ②案件ごとに落札者、契約金額、契約締結日等を登録し、案件詳細ページに表示する	①現行と同様に、年度・拠点単位のファイル(PDF、Excel)を掲載します。
50	仕様書5.2 公開サイト機能(データ移行含む):仕様書5.2 公開サイトにおける案件の検索条件として、キーワード(案件名)、拠点、調達形態、調達区分及び公告日の期間指定を想定しております。添付資料本文の全文検索は対象外として差し支えないでしょうか。過不足があればご教示ください。	全文検索は対象外として差し支えありません。
51	仕様書5.2 公開サイト機能(データ移行含む):仕様書5.2／説明会 説明会において、現行「調達情報」ページの左側に掲載されている情報についても、新サイトでCMSにより管理したいとのご説明がありました。移設対象は次のページとの理解でよろしいでしょうか。対象外とするページ又は追加するページがあればご教示ください。(調達予定情報、随意契約の公表について、契約締結情報の公表、一定の関係を有する法人との契約について、環境物品等の調達・契約について、障害者就労施設等からの調達・契約について、女性の活躍推進に向けた公共調達等、中小企業者に関する契約方針について、民間競争入札(市場化テスト)、お知らせ、調達契約にて使用する契約条項、調達に関する規程、他の法人の調達情報) また、左側のメニューに掲載されている「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」は「QSTについて」配下のページですが、移設対象に含めるかご教示ください。あわせて、「契約締結情報の公表」からリンクされている平成27年度以前の契約締結情報は、対象外との理解でよろしいでしょうか	現行のQSTホームページ「公開事項」にある「契約方法関連の情報」、及び「附帯決議等をふまえた総務省通知に基づく情報公開」にある「9.調達等合理化計画に関する取組状況」についても、同様に新システムへ移行をお願いします(仕様書に追記します)。No.3の回答もご参照ください。 また、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」は「QSTについて」配下のページとなりますので、移設の対象外です。平成27年度以前の契約締結情報は、対象です。
52	仕様書5.2 公開サイト機能(データ移行含む):仕様書5.2／説明会 説明会において、過去データは移行するとのご説明がありました。移行の対象として必要なものを次の中からご教示ください。②が必要な場合は、対象とする年度もあわせてご教示ください。①切替時点で掲載中の案件 ②掲載を終了した過去の案件 ③No.21の移設対象ページ及びその添付ファイル	③となります(質問文にあるNo.21は、本質問回答書No.51の前提です)。

No.	質問内容	回答内容
53	仕様書5.2 公開サイト機能（データ移行含む）:仕様書5.2 移行対象となるデータの規模について、次の概数をご教示ください。①掲載を終了した過去の案件の年度別件数　②過去の案件の添付ファイル数及び総容量　③No.21の移設対象ページの、下位ページを含めたページ数、添付ファイル数及び総容量　なお、回答期限までに概数の把握が難しい場合は、受注者が移行対象の規模を前提条件として提案書に明記し、契約後に実際の規模に応じて協議する形で差し支えないでしょうか。	移行対象は③ですが、回答期限までに概数の把握が難しいため、契約後に実際の規模に応じて協議します（質問文にある№21は、本質問回答書№51の前提です）。
54	仕様書5.2 公開サイト機能（データ移行含む）:仕様書5.2、5.3 現行サイトの案件ページは件名と添付ファイルで構成されており、公告日、質問期限、開札日等は添付ファイル内に記載されています。過去の案件を移行する場合は、件名、掲載期間及び添付ファイルを移行し、仕様書5.3のその他の項目は空欄とすることで差し支えないでしょうか。	公告が終了した過去の案件ページは移行しません。
55	仕様書5.2 公開サイト機能（データ移行含む）:仕様書5.2 移行元データ（過去の案件及びNo.21の移設対象ページ）の入手方法について、次のいずれを想定されているかご教示ください。①QST（又は現行ホームページの保守事業者）から、現行CMSのエクスポートデータ及び添付ファイル一式を提供いただく　②受注者が現行の公開サイトから収集する　①の場合は、提供可能な時期、データ形式（CSV、XML等）及び現行CMSの製品名をあわせてご教示ください。	②でお願いします（質問文にある№21は、本質問回答書№51の前提です）。
56	仕様書5.2 公開サイト機能（データ移行含む）:仕様書5.2 データ移行の実施後から本番公開までの間に現行サイトで追加・更新された案件については、QST職員が新システムに登録する運用で差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。また、№3の回答をご参照ください。
57	仕様書5.3 調達案件管理機能:仕様書5.3 年間の調達案件の登録件数について、調達形態別（一般競争入札、企画競争、公募、見積依頼等）の概数をご教示ください。	令和7年度の実績ですが、QST全拠点合計で競争入札1,260件、企画競争・公募14件、少額随意契約を除く随意契約123件となります。
58	仕様書5.3 調達案件管理機能:仕様書5.3 案件の公開にあたり、上長等による承認（決裁）の機能は不要との理解でよろしいでしょうか。	不要で構いません。

No.	質問内容	回答内容
59	仕様書5.3 調達案件管理機能:仕様書5.3 仕様書5.3の登録項目に加え、案件番号(公告番号、RE番号等)、問合せ先、説明会日時及び備考の項目を設けることを想定しております。このほかに必要な項目があればご教示ください。	特にありません。必要と思われる項目があれば、提案いただいて構いません。
60	仕様書5.3 調達案件管理機能:仕様書5.3 添付ファイルの1ファイルあたりのサイズ上限を100MBとすることで差し支えないでしょうか。これを超えるファイル(図面、圧縮ファイル等)を取り扱う場合は、想定される最大サイズをご教示ください。	契約案件によってはサイズが大きい図面等を取り扱う場合がありますので、想定する最大サイズを回答することは難しい状況ですが、1ファイルあたりのサイズ上限を100MBとすることで差し支えありません。
61	仕様書5.3 調達案件管理機能:仕様書5.3 公開終了日時を過ぎた案件は、案件ページ及び添付ファイルともに一般利用者及び登録事業者からは閲覧できないようにし、QST職員のみ管理画面から参照できる形で差し支えないでしょうか。なお、過去案件を一般公開するアーカイブページは設けない想定です。	その理解で問題ありません。公開が終了している案件ページであっても、URLを入力すればインターネット上で閲覧できる、ということがないようにしてください。
62	仕様書5.4 登録事業者向け機能:仕様書5.4 添付資料の公開範囲について、入札公告(公告文)は一般利用者も閲覧可能とし、仕様書、入札説明書、各種様式及び参考資料はログインした登録事業者のみダウンロード可能とする理解でよろしいでしょうか。また、この扱いは調達形態(見積依頼、参加者確認公募等を含む)によらず共通との理解でよろしいでしょうか。	調達形態によらず、その理解で問題ありません。なお、見積依頼による契約の場合は、QSTと候補事業者が電子メール等により直接、契約手続きをしますので、調達情報サイトを使用することはありません。
63	仕様書5.4 登録事業者向け機能:仕様書5.4 事業者登録の手続きについて、次のいずれを想定されているかご教示ください。①登録後、メールアドレスの到達確認をもって直ちに利用可能とする ②QST職員による確認・承認を経て利用可能とする	②です。№12(b)の回答をご参照ください。
64	仕様書5.4 登録事業者向け機能:仕様書5.4 事業者アカウントの単位について、次のいずれを想定されているかご教示ください。①アカウントごとに企業情報を保持し、同一企業からの複数登録も可とする(企業単位でまとめる機能は設けない) ②1社につき1アカウントに限定する ③企業情報の下に複数の担当者アカウントを紐付ける	①です。
65	仕様書5.4 登録事業者向け機能:仕様書5.4 想定される登録事業者数について、初年度の概数をご教示ください。	具体的な数字は分かりませんが、数千程度を見込んでいます。

No.	質問内容	回答内容
66	仕様書5.4 登録事業者向け機能:仕様書5.4 登録時の入力項目のうち「その他QSTが指定する項目」について、現時点で想定されている項目があればご教示ください。	企業の支社名・部署名、FAX番号を想定しています。
67	仕様書5.4 登録事業者向け機能:仕様書5.4 ダウンロード時の氏名及び電子メールアドレスの入力について、登録情報を初期表示し、事業者が内容を確認・修正したうえで送信する方式で、仕様書5.4の要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	登録時のメールアドレスを初期表示することは問題ありませんが、業者登録の際に「氏名」は登録する想定ではありませんので、資料をダウンロードする際はその都度、氏名を事業者側が入力する想定です。
68	仕様書5.4 登録事業者向け機能:仕様書5.4 「メール通知」については、事業者が設定した条件（拠点、調達区分等）に合致する新着案件を1日1回まとめて通知する機能を想定しておりますが、差し支えないでしょうか。このほかに必要な通知（締切前のお知らせ等）があればご教示ください。	差し支えありません。締切前のお知らせ機能など、必要な通知は特にありませんが、公告案件の通知漏れが発生しないような設定としてください。
69	仕様書5.4 登録事業者向け機能:仕様書5.4 掲載後に資料を差し替えた場合の、ダウンロード済み事業者への通知について、次のいずれを想定されているかご教示ください。①通知機能は不要　②職員が管理画面で通知操作を行うと、当該案件の資料をダウンロード済みの事業者へ定型文のメールを送信する　③資料の差し替えと同時に自動で送信する	№12（a）の回答をご参照ください。
70	仕様書5.4 登録事業者向け機能:仕様書5.4 登録事業者の全員、又は条件で絞り込んだ事業者に対し、職員が任意の文面でメールを一斉送信する機能（システムメンテナンスのお知らせ等）は必要でしょうか。	不要です。
71	仕様書5.4 登録事業者向け機能:仕様書5.4 システムから送信するメール（パスワード再設定、メール通知等）の送信手段について、次のいずれを想定されているかご教示ください。①QSTのメール基盤（Microsoft365等）から送信する②Azure内のメール送信サービス（Azure Communication Services等）から送信する　③その他	③になります。Azureからアクセスできる既設の送信専用メールサーバとなります。
72	仕様書5.6～5.8 職員情報・デザイン・セキュリティ:仕様書5.6 QST職員の認証にEntra ID連携を採用する場合、仕様書5.6の「パスワード等認証情報の初期化再設定」はEntra ID側の運用で行われるため、本システムでの実装は不要との理解でよろしいでしょうか。	その理解で差し支えありません。

No.	質問内容	回答内容
73	仕様書5.6～5.8 職員情報・デザイン・セキュリティ:仕様書5.6 管理画面を利用するQST職員の人数(概数)と、そのうち「システム管理者」権限を付与する人数をご教示ください。	管理画面を利用するQST職員の人数は50名程度、そのうち「システム管理者」権限を付与するのは10名程度の想定です。
74	仕様書5.6～5.8 職員情報・デザイン・セキュリティ:仕様書5.7 ウェブアクセシビリティへの対応水準について、次のいずれを想定されているかご教示ください。①JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAを目標として設計・実装する(試験の実施及び結果の公開は行わない) ②適合レベルAAに準拠し、試験の実施及び結果の公開まで行う また、QSTとしてウェブアクセシビリティ方針(目標とする適合レベル等)を定めている場合、本システムもその対象となるかご教示ください。	仕様書上、基準は定めていません。
75	仕様書5.6～5.8 職員情報・デザイン・セキュリティ:仕様書5.8／審査基準Ⅲ2.⑥／説明会 公開前の脆弱性診断について、説明会では現時点で要件はないとのご説明がありました。本件では、第三者機関による診断(有償)の実施は不要とし、受注者がツール等を用いて自己点検を行うことで足りるとの理解でよろしいでしょうか。また、QSTが別途診断を実施する予定がある場合は、その時期と、指摘事項への対応を本件の範囲に含めるかをご教示ください。	受注者がツール等を用いて自己点検を行うことで足りるとの理解で差し支えありません。(現時点では当機構による診断実施の予定はありません。)
76	仕様書5.6～5.8 職員情報・デザイン・セキュリティ:仕様書5.8／審査基準Ⅲ2.⑥ アクセスログ、認証ログ及び管理画面の操作ログの保存期間は1年を想定しております。QSTにおいて基準がある場合はご教示ください。	最低1年となります。
77	仕様書7.～8. 検査・提出図書・納品:仕様書7. 検査における確認項目について、次のいずれを想定されているかご教示ください。①QSTにて作成する ②受注者が作成し、QSTの承認を得る	①QSTが仕様書に基づいて検査します。
78	仕様書7.～8. 検査・提出図書・納品:仕様書8. 提出図書は操作マニュアルのみであり、設計書、テスト計画書・成績書、移行計画書等の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。ほかに必要な図書がある場合は、図書名をご教示ください。	ご理解のとおりです。他に必要な図書は特にありません。

No.	質問内容	回答内容
79	仕様書7.～8. 検査・提出図書・納品:仕様書8. 操作マニュアルの対象者はQST職員（契約担当者及びシステム管理者）とし、登録事業者向けの説明は公開サイト上の利用案内ページで代替する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	仕様書7.～8. 検査・提出図書・納品:仕様書8. 操作マニュアルは電子データ（PDF等）での納品で足りるとの理解でよろしいでしょうか。紙での納品が必要な場合は部数をご教示ください。	操作マニュアルは電子データのみで問題ありません。
81	仕様書7.～8. 検査・提出図書・納品:仕様書9.②③⑧／契約条項第45条 開発期間中のソースコードは、受注者が契約するソースコード管理サービス（GitHub等の非公開リポジトリ）で管理することを想定しております。ソースコードには個人情報を含めず、アクセスは本件の業務担当者に限定します。この方法で差し支えないでしょうか。不可の場合は、QSTが指定する管理場所をご教示ください。	提示いただいた方法で差し支えありません。
82	仕様書7.～8. 検査・提出図書・納品:仕様書5.8 本番環境及び検証環境へのプログラムの反映方法について、次のいずれを想定されているかご教示ください。①受注者のソースコード管理サービスから自動で反映する（反映用のサービスプリンシパル等の発行をお願いすることになります） ②Azure Bastion経由で受注者が手作業で反映する ③その他（QSTが指定する方法）	②と③となります。 ②の場合は、BastionによるSSH接続のみとなり、SCP/SFTPは通信が許可されていません。 ③の場合は、Azure内の仮想マシン等からインターネットへのWebアクセスは許可されているため、インターネット上のオンラインストレージを介して送受信する方法が原則です。
83	仕様書7.～8. 検査・提出図書・納品:仕様書8.、9.⑩ 納品物として、次のものを想定しております。過不足があればご教示ください。①独自に開発したプログラムのソースコード一式 ②環境構築のコード（Bicep等によるIaC） ③使用ソフトウェアの構成一覧（名称、バージョン、ライセンス） ④設定値一覧及び構築・反映手順書	提示いただいたものに加えて操作マニュアルも想定しています。 通常の操作マニュアルだけでなく、バックアップからの復旧手順等のシステム管理者向けのマニュアルも簡易で良いので納品をおねがいします。
84	仕様書7.～8. 検査・提出図書・納品:仕様書8.、9.⑩ No.53の納品物の納品方法について、次のいずれを想定されているかご教示ください。①電子媒体で提出する ②QSTが管理するリポジトリ等に登録する ③本番環境上に配置されていることをもって納品とする	①の電子媒体のみで問題ありません。
85	仕様書9.～10. 情報セキュリティ・権利・その他:仕様書9.① QSTの情報セキュリティポリシーのうち、本システムの設計に関わる基準（パスワード、ログの保存期間、暗号化等）を、契約後速やかにご提示いただくことは可能でしょうか。また、提案段階で準拠を求められる外部基準（政府統一基準群等）があればご教示ください。	当機構のセキュリティポリシーの詳細は契約後受注者に提供します。 QSTのセキュリティポリシーはサイバーセキュリティ基本法に基づく「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和7年度版）」に準拠したセキュリティポリシーを策定・運用しています。受注前時点ではそちらを参照ください。 https://www.cyber.go.jp/policy/group/general/kijun.html

No.	質問内容	回答内容
86	仕様書9.～10. 情報セキュリティ・権利・その他:仕様書9.／契約条項第45条 本件の作業は受注者の事業所（テレワークを含む）で行い、QST施設内での常駐作業は不要との理解でよろしいでしょうか。	当機構のネットワークに接続せずに実施可能な作業は受注者の事業所で行うことで差し支えありませんが、日本国内のみでお願いします。
87	仕様書9.～10. 情報セキュリティ・権利・その他:仕様書9.⑤／保守仕様書（案）10.(5) 仕様書9.⑤において、業務担当者の国籍等に関する情報の提出を求める場合がある旨の記載があります。本件（構築及び令和9年度の保守）の業務担当者について、国籍による参画の制限や、事前に必要となる申請・誓約等の手続はありますか。ある場合は、その対象範囲と要件をご教示ください。	特にありません。 制限や事前手続き等はありませんが、仕様書9. ⑤に定めるとおり当機構が求めた場合は対応をお願いします。
88	仕様書9.～10. 情報セキュリティ・権利・その他:仕様書9.⑩ 「本件で作成された著作物の所有権はQSTに帰属する」とありますが、対象は受注者が本件のために新たに作成したプログラム及び文書であり、オープンソースソフトウェアや受注者が従前から保有するソフトウェア部品は対象外（QSTには使用を許諾する）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	仕様書9.～10. 情報セキュリティ・権利・その他:仕様書5.1／公募要領9. 本システムは、CMSの標準機能及び既製の拡張機能を優先して利用し、要件を満たせない部分（ダウンロード履歴管理等）のみ独自に開発することを想定しております。独自開発部分はNo.53のとおりソースコード及び資料を納品し、他の事業者でも保守できる状態とします。この方針で差し支えないでしょうか。独自開発の範囲等について制約があればご教示ください。	問題ありません。独自開発の範囲等に制約はありません。
90	仕様書9.～10. 情報セキュリティ・権利・その他:仕様書9.⑩／公募要領9. 本システムで利用するオープンソースソフトウェア及び拡張機能について、QSTとして利用を制限しているライセンス形態や提供元（国外事業者の製品等）はありますか。また、有償の製品・拡張機能を利用する場合、ライセンスの契約名義はQSTと受注者のいずれとすべきかご教示ください。	明示的に制限はしておりませんが、サポート切れのソフトウェア（サポートの終了が間近に迫っているものを含む）や管理主体が不明なソフトウェアは利用しないでください。本調達で構築するシステムで使用する製品・拡張機能の場合、契約名義は原則は当機構としてください。ただし、ソフトウェアに応じて扱いが異なる場合がありますので、都度ご相談ください。
91	仕様書9.～10. 情報セキュリティ・権利・その他:仕様書10. 新サイトのURLについて、次のいずれを想定されているかご教示ください。①www.qst.go.jp配下のディレクトリとする　②新たなサブドメイン（例：〇〇.qst.go.jp）とする　③その他	②となりますが、サブドメインではなくFQDNが「〇〇.qst.go.jp」になります。
92	仕様書9.～10. 情報セキュリティ・権利・その他:仕様書10. 現行サイトから新サイトへのリダイレクト設定は、現行サイト側（QST又は現行ホームページの構築・保守事業者）で実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問内容	回答内容
93	公募要領・審査基準:公募要領9.／説明会 説明会において、事業規模にはライセンス費用が含まれるとのご説明がありました。含めるライセンス費用は令和9年3月31日までの期間分とし、令和9年度以降の期間分は保守契約にて計上する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	公募要領・審査基準:公募要領9. 事業規模(3,300千円、税込)を超える見積額での提案は、失格の対象となりますか。	税込3,300千円を上限としてご提案ください。税込3,300千円を超えた場合は、失格とします(№27の回答を参照ください)。
95	公募要領・審査基準:公募要領9.／審査基準Ⅲ2.⑧ 「令和9年度以降の年間保守に必要な経費」は、構築経費とは別に、保守仕様書(案)の業務内容に基づく年額として概算見積書に記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	公募要領・審査基準:公募要領7.(2) 企画提案書のページ数及び用紙サイズに制限はありますか。	特にありませんが、同時に複数の提案書を審査することが想定されます。提案書のページ数や用紙サイズは適用にご判断ください。
97	公募要領・審査基準:公告4.(1)／公募要領8.(1) 電子媒体の提出について、公告では「電子媒体1部」、公募要領8.(1)③ではPDFデータ(社名有・無)を電子メールで送信することとされています。電子メールによる送信のみで足り、CD-R等の媒体による提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	公募要領・審査基準:審査基準Ⅲ 審査基準Ⅲについて、各評価区分の満点及び失格基準となる「評価点60点」の満点をご教示ください。なお、「2. 事業内容に関する評価」の50%以上の条件の例示は70点満点を前提としているように見受けられますが、①(求める提案内容の全項目の充足)は5段階評価の対象外とし、②～⑧の7項目×5点×2倍＝70点満点との理解でよろしいでしょうか。	1. 事業実施主体に関する評価で25点、2. 事業内容に関する評価で70点、3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価で6点の合計101点満点です。なお、2. 事業内容に関する評価の①は合否で判断し、②～⑧は5段階評価で評価します。 提案額については、№94の回答もご参照ください。
99	公募要領・審査基準:審査基準Ⅱ ヒアリング、プレゼンテーション等を実施する場合、想定されている時期をご教示ください。	令和8年11月下旬～令和8年12月上旬です。